

果樹農家の皆様へ！！

果樹生産についてのQ & A  
～原子力発電所事故を踏まえて～  
(平成23年6月8日現在)

- 今般の東日本大震災で被害を受けられた果樹生産者の方には、心よりお見舞い申し上げます。
- さて、4月8日に原子力災害対策本部が、稲の作付制限の基本的考え方を決定し、さらに、4月22日には、農林水産大臣が、「避難区域」、「計画的避難区域」、「緊急時避難準備区域」において稲の作付制限を行うことを示したところです。
- これらを踏まえて、今後の果樹生産についてはどうなるのかというご心配の声が寄せられています。ご質問の多いものについて、Q & Aに取りまとめましたので、今後の果樹生産の参考にしていただきたいと思います。
- 今後もこのようなQ & Aを通じて、皆様のご質問等にお答えすることとしておりますので、ご意見等がありましたら、ご連絡ください。
- Q & Aは、皆様からのご質問や今後の検討に合わせて、随時更新します。農林水産省のホームページに掲載しますので、ご覧下さい。

農林水産省生産局

生産流通振興課(園芸G)

## 目 次

### 【放射性物質の調査について】

- Q 1 放射性セシウムは、表土付近に降下しているため、根が深く張った果樹では、土壌から吸収する可能性は低いと聞いていましたが、福島県（福島市、伊達市、桑折町、相馬市、南相馬市）のウメで、暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されました。暫定規制値を超えた原因はなんですか。
- Q 2 果実の放射性物質の濃度を調査する計画を策定するに当たって、具体的に留意すべき点はなんですか。

### 【作付制限について】

- Q 3 果樹については、作付制限の指示はしないのですか。
- Q 4 果実については、食品衛生法上の暫定規制値はあるのですか。
- Q 5 今般、農地にある放射性セシウムが果実へ移行する程度（移行係数）が公表されたと聞きましたが、どういうことでしょうか。
- Q 6 計画的避難区域では、果樹の管理作業をしてもよいですか。
- Q 7 緊急時避難準備区域では、果樹の管理作業をしてもよいですか。

### 【果樹の生産の留意事項について】

- Q 8 原発の周辺地域で農作業を安全に行うためにはどのような点に留意したらよいですか。
- Q 9 原発の周辺地域で果樹の栽培管理を行うにあたって、どのような点に留意したらよいですか。

### 【出荷制限の解除について】

- Q 1 0 出荷制限の解除のルールについて教えてください。

### 【果実の廃棄について】

- Q 1 1 放射性物質が検出された果実の廃棄方法について、教えてください。

**【賠償について】**

Q 1 2 計画的避難区域及び緊急時避難準備区域において、果樹の管理作業ができない場合、賠償の対象となりますか。

Q 1 3 出荷制限により被った損害は賠償の対象となりますか。

## 【放射性物質の調査について】

Q 1 放射性セシウムは、表土付近に降下しているため、根が深く張った果樹では、土壌から吸収する可能性は低いと聞いていたが、福島県（福島市、伊達市、桑折町、相馬市、南相馬市）のウメで、暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されました。暫定規制値を超えた原因はなんですか。

A 1 永年性作物で根圏が深い木本の果樹については、放射性物質は現在表土付近に積もっている状況と考えられるため根からの吸収の可能性は低いと考えられています。

一方、5月28日以降、福島県（福島市、伊達市、桑折町、相馬市、南相馬市）のウメで暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されましたが、福島第一原子力発電所において爆発のあった3月中下旬は、当該地域においてはウメの幼果期（開花直後の果実が未成熟な状態）もしくは葉が出始めた時期と考えられ、果実や葉に放射性セシウムが付着したことが原因ではないかとも考えられています。

Q 2 果実の放射性物質の濃度を調査する計画を策定するに当たって、具体的に留意すべき点はなんですか。

A 2 今後、夏から秋にかけて果実の出荷時期を迎えることになりませんが、調査計画の策定に当たっては、

- ① 放射性セシウム濃度が同じ品目であれば、1人あたり摂取量が多い品目の方が健康への影響は大きくなることから、1人あたり摂取量が多い品目を優先的に調査対象品目を選定するとともに、主要品目、主要産地をカバーすること。
- ② 今般、ウメで暫定規制値を超えるセシウムが検出されたことから、特に3月中下旬の生育ステージが開花期や葉がすでに出始めていた時期にあった果樹について調査すること。
- ③ 放射性物質は半減期が長い（放射性セシウム134は2年、137は30年）ことから、同じ地域で1週間ごとに調査しても大きな変化は見られません。むしろ、調査地点数を増加して調査対象を広げる工夫を行うこと。

等の留意事項を踏まえてください。

【作付制限について】

Q 3 果樹については、作付制限の指示はしないのですか。

A 3 稲以外の作物については作付制限を行いません。

このため、果実の生産を行っていただいた上で、収穫後に分析を行い、食品衛生法上の暫定規制値を超える場合には出荷制限を行う方針です。

Q 4 果実については、食品衛生法上の暫定規制値はあるのですか。

A 4 果実については、野菜類における食品衛生法上の暫定規制値が適用されることとされています。

Q 5 今般、農地にある放射性セシウムが果実へ移行する程度（移行係数）が公表されたと聞きましたが、どういことでしょうか。

A 5 原子力災害対策本部は、4月8日に、水稻の作付けの可否を判断するため、土壤中の放射性セシウムの玄米への移行の指標（0.1）を発表し、4月22日には福島県に対して水稻の作付制限の指示が行われました。

その際に、野菜や果実についても、移行係数を発表し、作付制限をしないのかという質問等がありましたが、稲以外の作物については、科学的データが十分ではないことから、水稻と同様の移行の指標を示すことは困難としていました。

このような中で、農水省は、5月27日に、地方自治体や生産者の方々が、果実の生産や収穫物の検査の要否を検討する際の参考となるよう、国内外の科学文献に基づいて、農地土壤中の放射性セシウムの野菜類と果実類への移行係数を取りまとめたところです。

- ・ 果実（りんご）：移行係数の最大値 0.0030
- ・ 野菜（キャベツ）：移行係数の最大値 0.076

〔 ・野菜（トマト）；移行係数の最大値 0.0017 〕

今回、取りまとめた移行係数は、データの数が限られているため、あくまで参考値としてご活用してください。

なお、今般取りまとめた農地土壤中の放射性セシウムの野菜類、果実類への移行係数については、以下のHPをご確認ください。

※農地土壤中の放射性セシウムの野菜類と果実類への移行について

<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouan/110527.html>

Q 6 計画的避難区域では、果樹の管理作業をしてもよいですか。

A 6 計画的避難区域では、概ね1ヶ月を目途に計画的避難を実行するとされており、実態として、果樹の管理作業は困難になると考えられます。

Q 7 緊急時避難準備区域では、果樹の管理作業をしてもよいですか。

A 7 緊急時避難準備区域では、自主避難や区域に立ち入る際に常に緊急時に屋内避難等ができるようにすることが求められていることから、果樹の管理作業を行う場合にも、一定の制約を受けることがあるのではないかと考えられます。

【果樹の生産の留意事項について】

Q 8 原発の周辺地域で農作業を安全に行うためにはどのような点に留意したらよいですか。

A 8 避難区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域以外では農作業に制約はありませんが、原子力安全委員会の緊急技術助言組織の助言によると、福島第一原子力発電所の周辺地域では、受粉作業、摘果作業等を行う際に、放射性物質が含まれる可能性のある粉じんの吸入等をできるだけ避けるよう注意することが望ましいと考えられます。

このため、原発の周辺地域では、以下のような点に注意して作

業するようにしてください。

- ① マスク・ゴム手袋・ゴム長靴等を着用すること。
- ② 農作業後に手足・顔等の露出部分の洗浄を励行すること。
- ③ 屋外での作業後、屋内作業を行う場合には、服を着替えるなど、ちり、ほこり等を持ち込まないようにすること。

Q 9 原発の周辺地域で果樹の栽培管理を行うにあたって、どのような点に留意したらよいですか。

A 9 永年性作物で根圏が深い木本の果樹については、放射性物質を含むほこり等は、現在、ほ場の表層に積もっている状況と考えられます。

このため、福島第一原子力発電所からの放射性物質の放出状況も踏まえ、当面は、果実への付着を防止する効果のある袋かけや雨よけ栽培（オウトウなど）等の対策を、品目ごとの栽培特性に応じて行うことが有効と考えられます。

また、品質向上、着色促進のために行うマルチの使用も、放射性物質の土壌への降下を防ぐ働きを併せ持つことから、放射性物質の降下量が多くなることが懸念される場合には、その利用も有効と考えます。

#### 【出荷制限の解除について】

Q 10 出荷制限の解除のルールについて教えてください。

A 10 まず、県は、集荷実態（例えば農協等の集出荷施設の場所）等を踏まえ、県内を複数の区域に分けます。

その区域毎に原則として複数の市町村で1週間ごとに3回、検査をします。その際に、過去に暫定規制値を超えた市町村は必ず検査を行い、その他の市町村は原則として同一市町村での検査はしません。

3回連続して暫定規制値以下となる場合に、出荷制限品目を解除することとしています。

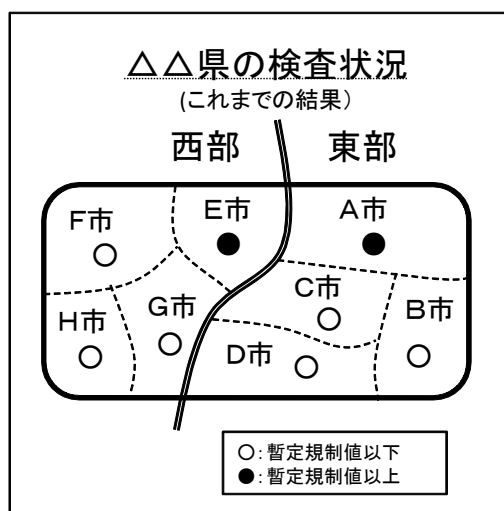
一方、幼果や葉、土壌などから果実に移行した放射性セシウムが

原因で暫定規制値を超えたと考えられる場合には、放射性セシウムの半減期は放射性セシウム134で2年、放射性セシウム137で30年と長いので、同一の果樹について約1週間ごとに調査しても大きな変化は見られません。

このため、解除ルールの修正が必要と考えており、現在、検討を進めているところです。

(参考)解除までの工程例

- ① 県を、図のように例えば東部・西部の2つのブロックに分けます。
- ② これまで、東部・西部の1つずつの市で暫定規制値を超えた農作物があると仮定します。
- ③ これから行う3回の検査では、これまでの検査で暫定規制値を超えた市は3回連続検査します。
- ④ 他の市では、3回の検査のうち、1回検査を行い、対象市町村を変えていきます。
- ⑤ 以下の表にある県西部のように、3回の検査結果がいずれも暫定規制値以下となった場合には、出荷制限解除となります。



		東部				西部			
		A市	B市	C市	D市	E市	F市	G市	H市
検査の流れ ↓	これまでの検査	●	○	○	○	●	○	○	○
	1回目	○	○			○	○		
	2回目	○		○		○		○	
	3回目	●			○	○			○
	出荷制限	継続				解除			

○：暫定規制値以下 ●：暫定規制値超過

【果実の廃棄について】

Q 1 1 放射性物質が検出された果実の廃棄方法について、教えてください。



A 1 1 出荷制限が行われている果実の廃棄方法については、以下の「野菜の廃棄方法」に倣って、地域ごとにそれぞれの対応をしてください。

### 野菜の廃棄方法（5月27日より）

出荷制限措置がなされた野菜の処分については、次のように地域ごとにそれぞれの対応をすることになりました。

#### 1 福島県以外の地域

- ・出荷制限に伴いこれまで保管してあった野菜は、通常の一般廃棄物として処分してよい（埋却、自治体が定める処分方法等）。
- ・なお、農業用被覆資材等についても、これまでどおり通常の産業廃棄物として処分してよい。

#### 2 福島県の地域

##### ① 浜通り及び中通り地域（中島村、矢祭町、埴町、鮎川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、小野町の区域を除く）

- ・出荷制限に伴い保管している野菜は、引き続き、すき込みはせずに1箇所に集めて保管し、処分は行わない。
- ・なお、農業用被覆資材等についても同様に1箇所に集めて保管する。
- ・また、これらの廃棄物の今後の処分方法については、別途、環境省等の関係機関が検討する、当該地域の処分方法の検証結果を踏まえ対応することになります。処分方法が決まりましたら、ご連絡します。

##### ② 会津地域及び中通り地域のうち中島村、矢祭町、埴町、鮎川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、小野町の区域

上記1の福島県以外の地域と同じ取扱いとなります。

なお、出荷制限措置がなされた果実で、収穫されず樹体に残っている果実については、以下のとおり処理してください。

#### ・「野菜の廃棄方法」の2の①の地域

落下した果実を可能な範囲で拾い集め、1箇所に集めて保管してください。処分方法が決まりましたら、ご連絡します。

#### ・それ以外の地域

通常の一般廃棄物として処分してください。

【賠償について】

Q 1 2 計画的避難区域及び緊急時避難準備区域において、果樹の管理作業ができない場合、賠償の対象となりますか。

A 1 2 区域の性格上、計画的避難区域では、果樹の管理作業が困難になるほか、緊急時避難準備区域でも、果樹の管理作業には一定の制約がかかることが想定されます。原子力損害賠償紛争審査会で提示された第一次指針では、政府の避難等の指示があったことにより、農業等の事業の継続に支障が生じた場合は、こうした営業損害は損害と認められるとされており、区域の設定により果樹の管理作業ができない場合には、適切な賠償が行われるものと考えています。

Q 1 3 出荷制限により被った損害は賠償の対象となりますか。

A 1 3 出荷制限の実効性を担保し、消費者の食の安全を確保するためにも、適切な賠償が必要と考えております。

原子力損害賠償紛争審査会が策定した第1次指針及び第2次指針においては、政府による出荷制限指示等により、この指示等に係る対象品目の出荷又は作付けの断念を余儀なくされ、これによって減収が生じた場合は、その減収分が損害と認められています。

また、出荷の断念により生じた廃棄費用等の追加的費用も合理的な範囲で損害と認められています。

連 絡 先

農林水産省生産局 生産流通振興課(園芸グループ)

菱沼、秋葉、松本

電話 : 03(3502)8111 内線4793

直通 : 03(3502)5957